

平成20年9月30日

## 「単品スライド条項」の運用の拡充について

鶴岡市では、平成20年8月21日に「単品スライド条項」の運用ルールを定め、価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に運用を図ってきたところですが、これら2品目以外にも価格上昇による請負代金に影響が懸念される今般の状況を鑑み、下記のとおり当該条項の運用を拡充することとしました。

### ① 条項適用の対象とする資材

鋼材類、燃料油以外にも、甲乙間の協議により工事の総価に大きな影響を及ぼすと判断されるもの。

### ② 請負代金額の変更の基本的な考え方（従前のとおり）

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担。

(お問合せ先)

鶴岡市総務部契約管財課契約管財係

電話 0235-25-2111(内線 337,349)